

「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子」について

本日、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子」が閣議決定された。

社会保障制度を持続可能なものとするため、医療、介護、少子化対策等に関する今後の改革について一定の方向性が示されており、これまでの関係者の尽力に敬意を表するものである。

特に国民健康保険について、「法制上の措置」の骨子において、「国保の運營業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本」とされたことは評価できるが、財政上の構造的な問題の解決については、国民会議の報告書において後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を投入することが言及されているにもかかわらず、同骨子においては「国民健康保険（国保）の財政支援の拡充」によるとされているにとどまっている。

今後、国は、報告書の趣旨を十分踏まえて、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源の活用を始めとする構造的な問題の具体的な解決策を早急に示すとともに、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営ができる体制を構築する必要がある。

また、介護保険制度の地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しについては、市町村の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう制度設計を行う必要がある。

については、今後、これらの具体化にあたっては地方と十分協議を行うよう強く要請する。

平成25年8月21日

全 国 町 村 会